

## 新型コロナウイルス感染症ワクチンの安心・安全、円滑な接種の促進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、ワクチン接種への国民の期待が高まっています。2月17日に医療従事者の先行接種が始まり、3月から医療従事者の優先接種、4月12日から高齢者の優先接種が開始されました。しかし、ワクチンを接種した人の割合はOECD加盟国の中で最下位と報道されるなど、ワクチン接種の遅れが際立っています。接種を心待ちにしている方からも、接種状況の遅れに対する不満が募っています。

7月末に高齢者のワクチン接種を完了させると表明した菅総理は、「1日で100万回の接種」の目標を掲げ、政府が自治体への働きかけを強めています。新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためにも、接種を希望する方が一刻も早く、一人でも多く、安心・安全そして円滑に接種できる体制と環境を整備することが急務です。政府には「号令」をかけるのではなく、自治体は何を必要としているかをしっかり把握し、それぞれの実情に寄り添った対応をすることが求められています。

よって、政府に対し下記の事項について実現するよう強く求めます。

### 記

- 1 接種を進めるためには自治体への迅速な情報提供が欠かせない。供給するワクチンの種類・配分量、日程等を、可能な限り早期に具体的に確定させること。
- 2 ワクチン接種に関する医療従事者の確保のため、国は責任を持って、三師会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会）や四病院団体協議会（日本病院会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会、全日本病院協会）、日本看護協会等の関係団体とより一層の協議・調整を行うとともに、地域の関係団体へも協力を求めること。
- 3 ワクチンの接種体制確保のための財政支援を強化するとともに、自治体のそれぞれの状況に寄り添い、国としてのあらゆる資源を総動員した支援策を強化すること。
- 4 ワクチンに関するリスク・コミュニケーションを一層強化すること。ワクチンの有効性及び安全性、副反応情報など、具体的情報を正確、迅速に伝えるとともに、副反応の不安などの疑問に誠実に答えること。
- 5 接種当日及び副反応が生じた日に業務を休めるよう、「ワクチン休暇」の導入を支援すること。

- 6 早急に国産ワクチンを使用することができるよう、体制を整えること。
- 7 接種や接種意思の有無による、誹謗中傷や差別、行動制限、職業上の制限などの不利益がないよう、ガイドライン策定や相談体制の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。